



強く要請していきます

原子力損害賠償紛争審査会による新たな賠償指針に関して



▲協議の様子（12月7日）



▲県南町村長等とともに知事に要望（12月8日）



▲市内の大型店舗で署名活動を行う市議会議員（12月18日）

12月6日、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会において、自主的避難者等に対する新たな賠償指針が決定されました。対象となる区域は、県北・県中・相双・いわき地方の23市町村で、本市を含む県南・会津・南会津地方の26市町村は除外されました。

震災から9か月。「福島」が丸となって復旧・復興に取り組まなければならぬこの時期に、県内を分断するこの決定は、到底受け入れられるものではありません。市としては、県内全域を補償の対象とするよう求めている県および関係する自治体と連携を図りながら、賠償区域の対象に組み入れることを、国に対し強く要請していきます。

今月号では、12月6日以降の市の取り組みについてお知らせします。

12月7日 今後の対応を協議

市役所で、県の代表者と西白河地方の市町村長および各市町村議会議長が一堂に会し、今後の対応について協議を行いました。

鈴木市長は詰め掛けた報道陣に対し、今回の決定が本県の実情を全く理解していないことを、強く訴えました。

方の9市町村長および各市町村議会議員123人が参集し「賠償指針の見直しを求める緊急決起集会」が開催されました。会では「23市町村に限定した賠償指針を撤回し、損害賠償の対象区域を福島県内全市町村並びに全県民とすること」と

12月8日 知事に要望活動

県南地方の9市町村長および各市町村代表議長等で県庁を訪れ、賠償の対象区域を福島県全域に拡充するよう、佐藤雄平知事に要望しました。

また、同日夕方には、福島市長、会津若松市長、喜多方市長とともに、県市長会として再度要望活動を行いました。

12月16日 要望書への署名活動

市の町内会連合会（伊藤満会長）において「賠償対象区域の拡大に関する要望書」への署名活動が展開されました。

要望書は、市内町内会の各世帯に配布され、多くの署名が集まりました。

12月17日・18日 要望書への署名活動

市議会議員による「賠償対象区域の拡大に関する要望書」への街頭での署名活動が、市内の大型店舗等で展開され、3,500人を超える署名が集まりました。

12月19日 緊急決起集会

東文化センター（東釜子）で、県南地

する決議文が採択されました。

12月22日 国に向き要望活動

文部科学省、経済産業省、県選出国会議員などに対し、要望活動を行いました。

ドクターに聞く！

Doctor
浦部真平 先生
白河厚生総合病院
放射線科部長



放射能に関して、様々な意見がテレビや新聞、雑誌、インターネットなどで伝えられている今日。私たちの「身近な」専門家の考えはどのようなものなのでしょうか。市内の病院で「放射線」を専門としている浦部先生に伺いました。今月から3回の連載でお伝えします。

「放射線」と「被ばく」についてどう考えるか（第1回）

1. 白河市民として、福島県民として

昨年の3月に起きた大災害により亡くなられた方々に深い哀悼の意を表します。また、未だに自宅や故郷に帰ることが叶わずに過ごされている皆さんにお見舞いを申し上げます。私は白河市内の病院に勤務している放射線科医です。今回の原発事故にあたり、私自身の故郷である福島県でどう過ごしていくかを考えています。放射線科医として持っている「放射線被ばく」に関する知識を基に、今現在起きていることを理解しどう考えていくか、皆さんの一助になればと思います。

2. 何が起きているのか

3月11日の大災害の影響による原子力発電所で起きた事故のため、県内の広い範囲に放射性物質が飛散しました。

地震発生は3月11日、ベントと水素爆発は12日から14日にかけてありました。白河市には3月15日の午後1時に放射性物質が到達しました。環境の空間線量率は最初の数日が高く、その後は次第に低下しつつあります。県の空間線量率マップによると原発の周辺のほか、北西方向および中通りに比較的高い数値が見られます。これは放射性物質が風によって運ばれたこと、当時の天候により雨や雪のために地上に降下したこと、によるものと言われています。放射性物質の中で、多量に飛散したものはヨード（ヨウ素）131とセシウム137が主で、そのほかストロンチウム90も極少量飛散しています。

3. 放射性物質、放射能、放射線

「放射線」は電離という現象を起こす高いエネルギーの流れであり、生体に対する影響を加味した単位が「シーベルト」です。「放射線を出す能力」が「放射能」で、単位は「ベクレル」です。「放射線を出す物質」が「放射性物質」ですが、これが「放射能」と同義で使われることがあります。現在の報道などでも「放射能」と「放射性物質」がほぼ同じ意味で使われています。

放射線は遺伝子を損傷（DNA損傷・切断）します。直接作用のほか、大きなものとして間接作用があります。これは細胞内の水分子の分解による活性酸素を介した遺伝子の損傷です。遺伝子の損傷の修復ができない場合は細胞死に至り、誤修復が起きれば突然変異から一部は「ガン細胞化」します。ただし、ガン細胞が存在したとしても「ガン」として発病するには様々な条件が必要であり、遺伝子損傷が発ガンに結びつく確率は低いと言われています。例えば平時でも一日数千個発生しているガン細胞は免疫能等により除去され続けています。さらに一つの細胞内にできる活性酸素は平時で一日に10億個、DNA損傷は数万から数十万、それに対し1千ミリシーベルトの被ばくでのDNA損傷は2千個で、被ばくによるDNA損傷は少ないものです。

今回は放射線による体への影響、外部被ばくと内部被ばくなどについて説明したいと思います。

食品の放射能簡易検査状況（野菜類）

市では、家庭菜園等で栽培された農産物等について、放射性物質の簡易検査を実施しています。

■野菜の検査結果（12月19日現在）
●検査件数および品目 62件（ねぎ、白菜、大根、じゃがいも、玉ねぎ、さといも、ほうれん草など）

●検査結果 すべての野菜においてヨウ素131、セシウム134、セシウム137は検出されていません。

●検出限界値 30ベクレル/kg ※検査は予約制です。電話や来庁のうえお申し込みください。

●予約専用電話番号

☎227000

① 本庁舎生活環境課 ② 111

1 内2162



▲簡易検査の様子